

定例監査の結果

1 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年9月19日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道部 上下水道経営課及び下水道整備課

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和7年9月19日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告 保有個人情報の管理について、不適切な事例が認められた。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 上下水道経営課

ア 契約事務

(ア) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に係る届出が提出されていないものがあった。 【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条・第4条】

イ 文書事務

(ア) 出張復命が復命書により行われていないものが散見された。

【服務規程第17条】

(2) 下水道整備課

ア 契約事務

(ア) 予定価格書を封入していないものがあった。

【契約規則第13条】

イ 文書事務

(ア) 起案文書を文書管理システムに登録していないものがあった。

【文書取扱規程第18条】